

## 第7章 卒業及び学位

(卒業単位)

第33条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、次のとおりとする。

学 科	専 門 科 目	共 通 科 目	合 計
日本文化学科	54単位以上	34単位以上	134単位以上
国際コミュニケーション学科	56単位以上	32単位以上	134単位以上
英語コミュニケーション学科	90単位以上	36単位以上	134単位以上

2 随意科目として修得した単位は、上記の卒業に必要な単位数には算入されない。

(卒業認定)

第34条 本学に4年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者には、学長が卒業の認定を行う。

(学位)

第35条 学長は、卒業を認定した者に対して次の学位を授与する。

日本文化学科	学士（日本文化）
国際コミュニケーション学科	学士（国際コミュニケーション）
英語コミュニケーション学科	学士（英語コミュニケーション）

2 卒業の期日は、3月31日又は9月23日とする。

## 第8章 留学、休学及び退学等

(留学)

第36条 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、協定留学、私費留学又はダブルディグリー留学として留学することができる。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

3 学生が留学により修得した単位については、第30条及び第31条の定めるところによる。

4 前の各項に定めるもののほか、協定留学、私費留学及びダブルディグリー留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第37条 疾病その他の特別な理由により3ヵ月以上欠席しようとする学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、原則として1回の願い出について1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を限度とする。休学期間は、修業年限及び在学年限には算入しない。

(復学)

第38条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第39条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第40条 学長は、次の各号の一に該当する学生については除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - 二 第15条に定める在学年限を超える者
  - 三 第37条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
  - 四 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第1号によって除籍となった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

## 第9章 正規課程以外の学生

### (協定留学生等)

**第41条** 本学は、第5章に定める正規課程の入学者のほか、次の各号に定める学生を受け入れる。

- 一 協定留学生 本学が外国の大学との交流協定に基づいて受け入れる留学生
  - 二 外国人履修生 外国の国籍を有し第17条に定める入学資格に準ずる資格を有する者
  - 三 科目等履修生 第17条に定める入学資格を有する者で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
  - 四 科目等履修生（高等科生） 学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
  - 五 特別履修生 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生
  - 六 研究生 本学教員の指導の下に特定の専門事項について研究する者
- 2 前項の学生の受入れ、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

### (規則の準用)

**第42条** 前条に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

## 第10章 賞 罰

### (表彰)

**第43条** 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

### (懲戒)

**第44条** 学生が本学の規則又は命令に背き若しくは学生としての本分に反する行為を行ったときは、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 二 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する事項については、別に定める。

## 第11章 厚生保健施設

**第45条** 学生は、別に定める規定に従って次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設 互敬会館